

平成 27 年 4 月 1 日

住宅都市局長決定

平成 31 年 4 月 1 日

都市局長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市計画の案に住民及び利害関係人（以下「住民等」という。）の意見を反映させるため、都市計画の案を作成しようとする段階において、住民等に対し、その内容を積極的に周知するとともに、住民等の意見を聴取することを目的とした、都市計画決定手続きにおける説明会の開催 に関し必要な事項を規定する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「都市計画の素案」とは、市が作成した都市計画の案の内容となるべき事項をいう。

2 この要綱において「住民及び利害関係人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 都市計画を決定または変更しようとする区域内に住所を有する者
- (2) 都市計画を決定または変更しようとする区域の土地について、所有権等を有する者
- (3) その他必要と認められる者

3 この要綱において「説明会」とは、市が作成した都市計画の素案について、市が住民等に説明を行い、それに対して住民等が公開の下でその都市計画の素案に対して質疑を行い、意見を陳述することができる場をいう。

(説明会の開催)

第 3 条 市は、都市計画の素案を作成したときは、住民等の権利義務や生活環境に影響がないことが明らかな場合等、特に必要がないと認められる場合を除き、この要綱に定めるところにより説明会を開催するものとする。

2 事業者等が説明会を開催した場合やその他の周知方法により都市計画の素案の内容を周知したもので、住民等の意見陳述の機会が十分に確保されていると認められる場合は、この要綱に定める説明会と同等の手続きを実施したものとすることができる。

3 説明会は、都市計画の案に住民等の意見が十分反映されるよう適当な時期に開催するものとする。

4 説明会において、住民等は、都市計画の素案に対する質疑のほか、意見陳述をすることができる。

5 区域区分、地域地区、都市施設の全市的な見直しに係るもの等は、説明会の開催に加えて、市民意見募集の実施、現地相談所の開設等、住民等の意見を反映させるための措置を講ずるものとする。

6 地区計画等の案の作成手続きについては、「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」で定めるところによるものとする。

(開催の周知)

第 4 条 市は、説明会を開催しようとするときは、開催の前日 7 日までに次の各号に掲げる事項を事前に住民等に周知しなければならない。

(1) 説明会の日時及び場所

(2) 都市計画の素案の内容

2 前項の説明会開催の周知は、印刷物の配布または回覧や、その他適当と認められる方法により行うものとする。

(記録の作成)

第5条 説明会については、次の各号に掲げる事項を記載した記録を作成するものとする。

(1) 説明会の日時及び場所

(2) 都市計画の素案の概要

(3) 住民等の意見の要旨

(4) その他説明会の経過に関する事項

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、説明会の開催等について必要な事項は、都市局長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。